



18歳から「成年」です



令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳になって新たにできるようになること、それに伴って注意すべきことを把握してトラブルに遭わないようにしましょう。

20歳

●飲酒、喫煙、公営ギャンブルなどは20歳にならないとできません

19歳

●保護者の同意がなくても契約できます

- クレジットカードを作る
- 携帯電話を契約する
- 1人暮らしのアパートを借りる
- ローンを組む など

18歳

17歳

●契約には原則、保護者の同意が必要です

契約には責任が伴います

未成年者は取引の知識や経験が少なく、判断力も未熟であることから法律で保護されています。しかし、新成年は法律の保護がなくなったばかりのため、悪質商法のターゲットとして狙われています。

トラブルの例

Case 1.

「必ずもうかる」と先輩に言われて始めたのに全然もうからず、教材代も返してもらえない。

人に紹介するだけで
もうかるよ



Case 2.

マッチングアプリで知り合った異性からネックレスの購入を勧められ、嫌われたくなくてローンを組んで契約した。



ほかにもこんなトラブルに注意!

1回限りのつもりで通信販売を申し込んだら定期購入だったため、次々と商品が届き高額な請求を受けた。



⚠️ トラブルに遭わないためにできること

- 契約内容を理解してから契約する
- うまい話は安易に信用しない
- 不要なものはきっぱり断る
- 借金を勧められても安易に応じない
- 契約書面や画面は保存しておく
- クーリング・オフや消費者契約法など消費者の味方になる知識を身に付ける

契約や消費生活で困ったときは…

事業者との契約トラブル、悪質商法、商品やサービスに対する疑問などお気軽にご相談ください。

●大田区立消費者生活センター 相談専用電話

☎ 3736-0123

月～金曜
＝午前9時～午後4時30分
※休日、年末年始を除く



↑
詳細は
コチラ

土・日曜、休日は
国・都の機関がお受けします

●消費者ホットライン

☎ 188

土曜＝午前9時～午後5時
日曜、休日＝午前10時～午後4時
※年末年始を除く

●大田区公式Twitter

身近に潜む消費者トラブルに関する情報を定期的に発信しています。



↑
詳細は
コチラ